

平成29年度 奈良県青少年問題協議会議事録

1. 日時・場所

日時：平成29年11月29日（水）13：30～15：45

場所：奈良県文化会館 第3会議室

2. 出席委員（敬称略、順不同）

村井 浩 （奈良県副知事）
中村 昭 （奈良県議会文教くらし委員長）
吉田 弘明 （香芝市長）
目良 宣子 （山陽学園大学教授）
小西 昇 （奈良県青少年指導員連絡協議会会長）
村田 直樹 （NHK奈良放送局長）
辻村 里美 （奈良県PTA協議会副会長）
田辺 美紀 （弁護士）
葛谷 和順 （元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長）
上原 夏子 （社会福祉法人奈良いのちの電話協会理事）

3. 傍聴者

なし

4. 議事

- (1) 奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正骨子案について
- (2) その他

5. 会議の経過

事務局

ただいまから、平成29年度奈良県青少年問題協議会を開催させていただきます。
はじめに、前回の協議会開催以降に、委員の交替がございました。僭越ではございますが、事務局より新任委員の方のご紹介をさせていただきます。県議会を代表して、奈良県議会文教くらし委員長中村委員でございます。

中村委員

中村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

学識経験の委員として、田辺委員でございます。

田辺委員

田辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

同じく、葛谷委員でございます。

葛谷委員

葛谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

同じく、上原委員でございます。

上原委員

上原です。よろしくお願ひします。

事務局

行政機関を代表して、奈良県副知事の村井委員でございます。

村井委員

村井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

協議会には健全育成部会と指導育成部会の2つの部会を設けており、部会の所属は名簿のとおり、知事により指名されておりますことを申し添えます。なお、本日は、森川委員、千原委員、川上委員、増永委員におかれましては、やむを得ずご欠席との連絡をいただいております。次に、事務局の出席者を紹介させていただきます。くらし創造部、榊田部長でございます。

榊田くらし創造部長

榊田です。どうぞよろしくお願ひします。

事務局

同じく、くらし創造部、吉田次長でございます。

吉田くらし創造部次長

吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

幹事課からは、青少年・社会活動推進課、原田青少年・社会活動推進課長でございます。

原田青少年・社会活動推進課長

原田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

県警察本部、少年課大倉課長でございます。

大倉少年課長

大倉でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局

県教育委員会学校教育課大石課長補佐でございます。

大石学校教育課課長補佐

大石でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局

生徒指導支援室長谷川室長補佐でございます。

長谷川生徒指導支援室室長補佐

長谷川です。よろしくお願ひします。

事務局

それでは、早速、会議を始めさせていただきたいと思ひます。本来なら、会長である

知事が座長を務めるところでございますが、公務のため欠席させていただいておりますので、慣例により、村井副知事に座長として進行をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

村井委員

それでは、慣例により、私が座長として進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。さて、今般の委員交代により、副会長が退任されておりますので、新たな副会長の選任が必要でございます。副会長は、奈良県青少年問題協議会条例第3条第6項に基づき、互選によってこれを定めることになっております。いかがいたしましょうか。どなたか、ご意見ありましたらお願いいたします。

小西委員

副会長には、村井副知事が就任いただくべきと考えます。また、もう1人については、目良委員に就任いただきたいと思います。

村井委員

ありがとうございます。ほかにご意見はありますでしょうか。小西委員から、私、村井と目良委員を副会長にとのご意見を頂戴いたしました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村井副会長

ご異議がないようですので、ご意見どおりにしたいと思います。目良委員、いかがでしょうか。

目良委員

どうぞよろしく申し上げます。

村井副会長

それでは副会長はこの2名でお願いしたいと思います。次に、議事録署名人について指名をさせていただきたいと思っております。葛谷委員と上原委員にお願いしてよろしいでしょうか。本日の会議について、特に非公開とすべき内容がございませんので、公開としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村井副会長

ご了解いただきましたので、それでは、議事に入らせていただきます。本日は、奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正についてご議論いただきたいと思います。では、議事「奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正骨子案について」、事務局であります青少年・社会活動推進課、原田課長から概要について、甲村課長補佐から詳細説明をお願いします。

原田青少年・社会活動推進課長

それでは、「奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正骨子案について」ご説明させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

青少年が使用する携帯電話等から携帯電話回線を経由してインターネットに接続することに関しましては、法改正以前から、携帯電話事業者にフィルタリングサービスの提供義務が課されておりました。今日、スマートフォンや携帯ゲーム機等により

Wi-Fi 経由でインターネットに接続することが一般的になり、青少年を取り巻く情報通信環境は大きく変化してきております。

このような状況に対応するため、国では、青少年インターネット環境整備法を改正し、本年6月23日に改正法が公布されたところでございます。

法の主な改正内容としましては、携帯電話事業者及び契約代理店に対し、携帯電話端末等の契約締結者または使用者が青少年であるかどうかを確認する義務、インターネット利用により有害情報を閲覧する可能性がある旨等を説明する義務、フィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う、有効化措置を講じる義務が新設されたところでございます。改正法の施行は、改正法の公布から1年を超えない範囲内となっております。

次のページをお願いします。

今般の改正の経緯といたしましては、青少年インターネット環境整備法が改正されたことに伴い、本県も条例を改正するものでございます。

主な条例の改正内容は、国が青少年確認義務と保護者等への説明義務を新設したことに伴い、重複することとなった規定を整理いたします。

フィルタリング有効化措置実施義務の新設につきましては、有効化措置を希望しない保護者に対しその理由を書面により申し出する義務を設け、手続きを厳格化いたします。

次のページをお願いします。

保護者が書面提出をしたことでフィルタリング有効化措置を適用除外するとともに、携帯電話事業者等に当該書面の保存義務を新設いたします。

また、契約の電子化に対応するため、保護者が携帯電話販売店に提出する書面を電磁的記録によるものについても可能とするよう規定いたします。その他、法の定義の変更または新設に対応するための修正を行います。

今後の予定といたしまして、パブリックコメントを経て、平成30年2月県議会定例会に改正案を提出し、改正条例の公布の日から施行する予定です。

なお、国の施行日は、当初、平成30年4月から6月頃と聞いておりましたが、神奈川県座間市の事件を受けて前倒しされ、平成30年2月1日の見込みと、昨日、国関係者から情報を得ているところでございます。このため法の施行が先行する見込みとなりますが、今回の法改正は現行条例で定められていた内容の一部を新設するといったものであり、特に問題はないと考えております。

改正内容の詳細については、甲村課長補佐が説明いたします。

甲村青少年・社会活動推進課課長補佐

資料2、「奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正の考え方」をご覧ください。

まず、現行の内容についてですが、青少年の健全な成長を阻害し、非行を誘発するおそれのある行為を規制することを目的としまして昭和52年に施行し、平成25年には保護者が青少年のインターネット利用に関して適切な管理に努めるよう義務づけるとともに、青少年が使用する携帯電話に対するフィルタリングサービスの普及を促進する改正を行ったところであります。

中央に法改正の内容、右側に法改正に対応する改正条例の内容をまとめておりま

す。

まず、青少年確認義務の整理に関しては、現行条例において携帯電話端末の契約の相手方または使用者が青少年か否かを確認する義務を規定しておりますが、改正法と重複することからその規定を削除し、法の規定を引用する規定に整理いたします。

次に、保護者等への説明義務の整理です。

契約の相手方または使用者が青少年であることが判明した場合、携帯電話事業者及び契約代理店に、記載の事項について説明する義務を規定しております。

説明事項のうち、「青少年有害情報を閲覧し、または視聴する機会が生じること」「携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの内容」についても法と重複することから、同様にその事項について削除し、法の規定を引用する規定に整理いたします。

以下の、改正内容については、資料3、資料4でご説明申し上げます。

資料3、「従来型携帯電話端末、スマートフォンにおけるフィルタリングのかけ方のイメージ」をご覧ください。

従来型携帯電話端末は、赤い矢印で示しています、携帯電話事業者の回線を経由してインターネットに接続しており、法改正以前から、携帯電話事業者にフィルタリングサービスの提供義務が課されておりました。スマートフォンの普及により、携帯電話事業者の回線だけではなく、青い矢印で示した、Wi-Fi（無線 LAN）経由でのインターネット接続が拡大したことから、機器側でフィルタリングソフトウェアのインストールやアプリ制限を設定し、青少年に有害なサイトの閲覧をブロックしたり、特定のアプリの起動を制限したりする措置を携帯電話事業者及び契約代理店が講じるよう改正されたところです。

資料4、「新たな青少年有害情報の閲覧防止措置と店頭での流れのイメージ」をご覧ください。

左に「法により課される義務」、中央に「入店から退店までの流れ」、右に「条例により課される義務」を整理しています。

店頭で携帯電話回線契約を行う際に、携帯電話事業者または契約代理店は、契約者・使用者が18歳未満かを確認、青少年と確認した場合は「インターネットを利用することで青少年有害情報を閲覧するおそれがある」ことなどを説明し、フィルタリングサービス加入の手続きを行う流れとなります。「青少年確認義務」「説明義務」については、先ほど説明のとおり、法と条例が重複することになりましたので、条例の規定を整理する方向で改正いたします。

フィルタリングサービス加入の手続きの中で、保護者が利用不要の申出をする場合、条例では理由を記載した書面を提出することを規定しております。

改正法で新設される「フィルタリング有効化措置実施義務」につきましても、保護者がフィルタリング有効化措置を講じないことを希望しない場合はその理由を記載した書面を携帯電話事業者等に提出しなければならないことを新たに規定する方向で改正いたします。

フィルタリング有効化の設定不要の申出があったことで、事業者は有効化措置の義務が解除されることとなります。また、保護者から提出のあった書面を保存する義務

を規定いたします。

また改正条例では、契約の電子化に対応するため、保護者が携帯電話事業者及び代理店に提出する書面について、電磁的記録によるものについても可能とするよう規定します。

資料2にお戻りください。

下段をご覧ください。青少年健全育成条例の適正施行に努めてもなお、記載のような課題があるものと認識しております。

改正法で新設されるフィルタリング有効化措置については、保護者が希望しない場合は除外される規定があり、青少年を監護・養育する立場にある保護者がフィルタリングを利用するか否かについて判断することになりますが、「子どもを信用している」「特に必要と思わない」等という理由でフィルタリングを利用しない保護者が多く、保護者の意識向上が課題であると認識しております。

対応策として、保護者向け講習会の実施など意識を高める取組を継続していくとともに、改正条例の周知にあわせ保護者の責務についても注意喚起に努めてまいります。

また、いわゆるネット依存やネットいじめといわれるトラブルが発生するなど、フィルタリングでは防ぎきれない深刻な問題があることも課題の一つです。対応策として、インターネットの危険性について親子で話し合い、携帯電話、スマートフォンを正しく利用するための家庭でのルールづくりを行うことが重要だと考えます。フィルタリングの利用促進とともに、家庭でのルールづくりを浸透させるための取組を強化してまいります。

また、今回の改正法でも対応ができない課題として、次の3点が挙げられます。

ゲーム機や音楽プレーヤー、Wi-Fiモデルのタブレットは、携帯電話回線を使用せずにインターネットに接続できるものがあり、それらは現行のフィルタリングサービス提供義務は及びません。

また、携帯電話端末がインターネット上で売買されたり、SIMカードのみの契約が行われたりするなど、携帯電話端末と携帯電話回線を別に契約する販売形態が見られますが、今回の改正法による有効化措置実施義務は携帯電話回線契約とセットで端末機器を購入する場合にのみ適用されますので、機器の購入だけ、またはSIMカードのみの契約では有効化措置実施義務は及びません。

店頭対面での販売以外に、インターネット上で携帯電話端末等の契約ができるようになっていますが、その契約の実態を把握することは難しく、調査・指導は事実上困難な状況にあります。

これらは全国的な課題であり、県条例でも対策が困難でありますので、国が措置を講じるよう要望していきたいと考えております。

条例改正では対応できない課題につきましては、県の施策事業により、その対策を講じ、青少年を取り巻くインターネット上の有害環境の浄化に努める所存であります。以上で説明を終わります。

村井副会長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言

願います。

中村委員

青少年を取り巻く環境というのは経済の発展とともに様々な事案が発生していると思います。昨今その中でも、やはりインターネットの事件が極めて多い。そういうことで、法律によって青少年が保護者の同行のもとに携帯電話等を購入する場合には、保護者がフィルタリングを拒否する場合、書面でそれを阻止するということが一歩前進だと思う。しかしながら、昨今の神奈川県の問題もあって、自殺願望などがすぐに情報として伝わっているような犯罪に利用されているということで、3つの課題をいまおっしゃいましたけれど、私としては購入時に書面で親に確認するということがあるけれども、親がフィルタリングを要らないと言えば野放しになる。親と子どもの責任に任せ、親子がこの問題について話し合うということでは、非常に曖昧なところがあるのではないか。法施行が来年になされると思うが、県当局はどれくらいの契約数を想定されているのか、それによってインターネットが青少年に及ぼす有害な事象が軽減されるのか、その見通しを聞かせてほしい。

原田青少年・社会活動推進課長

保護者がフィルタリングサービスを必要ないと認識した場合は、フィルタリングしなくてよいということになります。県条例においてもフィルタリングサービスを必要でないとする保護者をできるだけ少なくしていくために、理由を付して書面で申し出することを義務づけたところでございます。それを進めることと併せまして、保護者に対しフィルタリングが青少年にとって有効な措置であるということ啓発してまいりたい。それをもってどれくらい効果があるかという見通しについては把握できていない状況でございます。

中村委員

結局は親の判断に任せると、契約で書面を書くのは嫌なんだと言えば、そこで終わってしまう訳です。野放しになってしまうわけです。書類を書いて提出しても義務違反というか、書類を書いても有害情報にアクセスする場合もあると思うのです。そういう契約違反の保護者に歯止めというか、追跡調査といったことは、どうなっているのか。

原田青少年・社会活動推進課長

あくまでも保護者の義務ということでございますので、保護者の責任においてフィルタリングをしていただくということで、それに違反したからといって特に罰則規定があるわけではございません。あくまでも保護者の責任においてしていただく認識をしております。

中村委員

ご説明はその域を越えないと思うのですが、いろんな問題の中で、一つは罰則規定という、人を殺せば懲役10年以上にしますよとか、法律があるから我々は守っているわけです。これからの少子・高齢化時代では子どもの健全育成とか、子育てとか、社会的な問題となっているわけです、特にこのインターネットなんかは。善意であろうが、なかろうが、書類を出しても違反行為は必ず出ます。それに対して歯止めがないわけでしょ。だから、もう少し知恵を出して、例えば、罰則規定といかなくて

も、違反行為があればというような条文を加えて、例えば試案ですけれども、違反をした者については携帯電話の所持を一定限度とめるとか。もう少し厳しいというか、親子の善意に頼るといよりも、外から囲い込みというか、こういうことも大事だと思いますが、どうですか。

原田青少年・社会活動推進課長

保護者がフィルタリングサービスを必要としないということで書面を提出し、それを守らないという行為が法律に違反するかといいますと、法律におきましては青少年を養育・監護する立場にある保護者が判断するのが適当というのが法の解釈でございますので、その趣旨を考えますと保護者に罰則を設けることは困難と考えております。その上で、どのように対処するかといいますと、保護者に対する啓発活動を県として積極的に取り組んでいきたい。また、子どもたちに対しても、フィルタリングの有効化やインターネットを利用したら有害情報にアクセスする可能性があるとか、犯罪に巻き込まれる恐れがあるとかということを訴えていきたいと考えています。

中村委員

条例を制定する場合には、上位に法律があった場合は法律の範囲内で条例を制定するという事は、これはこれでいいんです。法の趣旨というのは、青少年の安全を守り、有害なものに触れさせないということで、その書類をとる中で、例えば不法行為、契約違反があった場合には携帯電話を半年間所持できないとすることは、何も法律に違反することではないと思います。あなたは法律違反だと言っているけれども、それは県で知恵をだして、書類もとるけれども、なおかつこれに違反したら半年間携帯電話を、というのは販売業者ができるわけだから、そういうことも含めてお考えいただいたらいかがですかということで、私の意見を終わります。

原田青少年・社会活動推進課長

委員の意見を参考にさせていただき、その点は検討したい。

榊田くらし創造部長

ごもっともなご意見であり、子どもたちを有害情報からどう守るのかということが目的であって、私の理解では、事業者サイドに一定の責任、義務を負わせてもなかなかであり、次のブロックとして保護者に対してやっていこうと。何の書面を出すかという、有効化措置は要らないという書面であって、それを破る破らないという議論ではなくて、有効化措置をどんどん広めていくというのが方向だと思う。事業者サイド、親サイドがあって、法と条例があって、我々行政として次にやらないといけないことは何かというと、法と条例の下に、子どもを有害情報から守ることの重要性をいかに浸透させていくのか、言いかえると事業であり施策であると思う。そういう展開になるのではないかと。違反という概念とは違うのではないかと。

中村委員

こういう条例をつくるには、啓蒙啓発、抑止力、県民に対して理解してもらおうということの目的も大いにあるけれども、条例をつくった限りには、少しでもそういうものに触れさせない実態を、違反という言葉はおかしいけれど、書類をつくる目的を逸脱した保護者に対して、便法として、これこれであって半年間携帯電話の所持はできませんよ、というようなことを明記するというのも、この条例を生かすことではない

かと思う。これからの検討課題にしていきたい。

上原委員

フィルタリングをすることによって、有害情報に触れない、わいせつな画像を見ないということだが、保護者がそういう知識を持っているのかどうか疑問に思う。資料の中にある保護者向け講習会、出前講座などを、行事がいっぱいの中、取り入れている学校もたくさんありますが、本当に世の中では、リベンジポルノとか、子どもたちが平気で写真を撮って、ネットにアップして、危険な事件が起こったりしている。こういう危険なことが起こっているということを保護者にまず知らせていくということ、もちろん子どもにも知らせていくということが、すごく必要だと思う。

村井副会長

今の上原委員のご意見に対して何かございませんか。

梶田くらし創造部長

おっしゃるとおりです。

村井副会長

ほかにご意見はございませんか。

吉田委員

あえて言えば、やっそここまで進んだのかというのが印象であり、中村委員がおっしゃることは全くそのとおり。今、大多数の人に対してフィルタリングのことを言っても分かっていたかと思う。こういうことは当然のこと。例えば、子どもに三食も食べさせられない保護者がいる。それを防ぐために給食を提供する。必ず全員が食べるから、セーフティネットになっている。何が言いたいかというと、このサービスの使い方というのは、今まで本当にザルのようにいっぱい抜け路があって、大元の水がダダ漏れだった。今これによって、ど真ん中の一番流れている大きな蛇口は閉まります。ところが端にあと3カ所くらい流れているところがある。この水がだめなんです。これを見逃していくと、神奈川県のようなことが起こる。当該県が座間市の事件をどれだけ深刻にとらえているのかわからないけれど、奈良県で起こっていればもっと深刻になっていて、大騒ぎになっているけれど、どこか温度が違う。青少年健全育成協議会の会長を首長がしているわけで、非常にそれを感じます。ですからフィルタリングするのではなく、そもそも出荷の段階ですべてのものがフィルタリングされて出ていくんだと、そこまでやってほしいと思います。映画では「R18+」「R15+」というのがあります。18歳には選挙権がありますし、成人年齢の協議もされています。18歳以下はダメだというのが世の中にいっぱいあるわけで、親がオーケーすればいいんだということがどうも理解できない。やっちはいけないものは、やっちはいけないわけで、そこに矛盾を感じる。ですから総論はいいのですが、いっぱいまだ流れている水が見えるので、そこをつぶしにいかなければならない。今回、たった1人が9人を殺害したわけですから。その水を止められないといけないという思いがある。また、一定の理解をしないとイケないという思いもある。

村井副会長

そもそも法の立て付けがこれでいいのかというところがありますので、この場では誰も回答できないと思います。ほかにご意見は。

梶田くらし創造部長

思いとしては全く同感です。ただ器械の問題と現場の問題と Wi-Fi の問題、これが奈良県とか市町村とか自治体レベルで解決できるのかということがある。だから我々は国に対して要望していく。ただそれは制度によって直ちに解決できるものではない。我々がやらなくてはいけないのは、市長もおっしゃったように、児童を守ること、有害情報をどうやってブロックするかということ、現実的には我々の取組によってやっていくしかないのではないかと思う。

村田委員

そもそもの質問ですが、フィルタリングサービスを受ければ、よろしくないサイトへのアクセスは物理的に不可能になるということですね。ということは、店頭で申し出をしなかったらフィルタリングサービスを受けるということになりますね。申し出をすればフィルタリングサービスは要らないということなので、店頭では基本的にはフィルタリングサービスを受けてくださいという方向で話しをする。そうすると、ルールを破った場合というのはどういうケースが考えられるのか。そもそもその携帯はアクセスできないわけですので、ルールを破るというのはどういう場合であって、あなたは誓約に基づいていませんというのは、どういうケースに成り立つのですか。

吉田委員

親がフィルタリングを外してくださいと頼んでおいて、子どもが有害情報を見るところが想定される。

中村委員

親が販売店へ行ってフィルタリングは結構ですと断るわけです。

吉田委員

うちの子は大丈夫ですと、信用していますと。

村田委員

そうするとルールには反していないですね。親がこのサービスを要らないといっているのですから。

中村委員

いやいや、今いろんな事件が起こっているのは、インターネットを通じていろんな有害情報を青少年が見ているから。そこでフィルタリングをして、そういった悪質な情報は携帯電話のところで止めようではないかと。止めるためには、子どもは携帯電話を一人では買いにいけないから、販売店へ親が同行して携帯電話を買うから、そこで親の同意でフィルタリングをしますか、しませんかと、これは自由です。要らないという親が多くなれば、今と一緒の状態になって、悪質な情報や有害な情報が世の中に氾濫するので、それを止めようということで、買いに来た時にフィルタリングをしますという誓約書をとりようというのが今回の改正条例のひとつの柱になっている。

梶田くらし創造部長

もう一回整理をさせていただきます。趣旨は中村委員のおっしゃるとおりですし、制度的には村田委員のおっしゃるとおりだと思います。

もともとは、事業者側がフィルタリングできますよ、したらどうですかということのを子どもに言ってもしょうがないから保護者に言う。ところが、中村委員がおっしゃる

ように、それにうまく乗っかっていかない人がいる。だったら、それに乗っからせるとか、抑止力を働かすために、嫌だというのであれば嫌だという理由書を出してくださいというのが今回の視点なんです。だから違反どうこうではなくて、そういうものなのです。

次に、これでいいのかというのは中村委員や吉田委員がおっしゃったように、行政サイドとしても更なる取組みをしていく必要がある。

吉田委員

青少年健全育成という法の趣旨には違反しているではないですか。仮にうちの子はフィルタリング要らないですよということでオーケーしても、結局見てしまったら、青少年健全育成という法の趣旨そのものに抵触してしまう。

梶田くらし創造部長

ただ法の趣旨目的を達成するには手段が一番大事であり、人を裁くときには手段に対して裁きますから、その議論になるのだと思います。

なかなか難しいのですけれど、事務局として何とかならないものかと議論をしてきた中で、有効な手段をいかにとれるかが一番の問題でして、情報を提供する器械屋や電波屋もいて、利用する親もいて子どももいて、子どもは下手したら親よりも器械に優れている。それが社会の現状ですので、吉田委員がおっしゃったように法の趣旨がイコール条例の趣旨になりますから、いかに県民に対して浸透させていくのか、当面やることできるのはそれかなと理解している。

吉田委員

有効化措置を拒否したときにそこで守られる担保はどこなのか。その担保をどうとるのが心配です。

梶田くらし創造部長

全く同感です。担保というのは、人の行為に対する担保ではなくて、もっとシステムのなところではないと考える。器械とか、情報とか。そうしないと、1億人を超える人間の所作、動作を監視できるのかというと、これは不可能な話です。

村田委員

基本的にはこういうことは進めたらよいと思うし、野放しにして自由にやらせたらよいとは全く思いませんけれども、販売店でフィルタリングサービスを要らないという書面を出す親にいくら話をしても、そもそも議論にならない気がする。販売店へのプレッシャーというか。

梶田くらし創造部長

その点について、私の理解は、単にフィルタリングサービスを提供できますよと説明するだけではなくて、改めて書類を書いてくださいというときに、そこで気づく親がいるかもしれないと思っています。我々も物を買うときに説明を聞き流すこともありますから、「どうして書かないといけないの」「こういうことですよ」「それだったらフィルタリングする」ということを期待しています。いくらかの効果はあると、ゼロではないと思っています。

原田青少年・社会活動推進課長

フィルタリングサービスを希望しない理由ですが、親が家に帰って自分でフィルタ

リングを設定するという理由以外に、青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することによって業務に支障がでる場合とか、青少年に心身に障害があって、または疾病にかかっている、フィルタリングサービスを使うと日常生活に支障を生ずる場合も理由としては認められることになっています。

梶田くらし創造部長

いずれにしても要らないという人に対しての話ですので、委員のおっしゃったとおりだと思いますが、一定の期待はしたい。

村井副会長

条例改正についての議論はここまでとして、参考資料1「青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用等実態調査」について簡潔に説明いただいて終わりたいと思います。

甲村青少年・社会活動推進課課長補佐

県内の青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用等実態調査結果について簡潔に説明させていただきます。

参考資料1の1ページをご覧ください。まず、調査概要ですが、調査の目的は、青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用等の実態を把握するため、平成24年度から実施しています。最新のアンケート結果は、昨年12月に実施したものとなります。調査方法はアンケートによる無記名調査で、調査対象は県内公立小学6年生、中学2年生、高校2年生の児童・生徒の保護者1,427名です。調査項目は、携帯電話の所有状況、使い始めた時期、フィルタリングの利用等についてです。

主な調査結果として、2ページ、「1 携帯電話の所有状況」をご覧ください。携帯電話所有率ですが、小学生が48.6パーセント、対前年比マイナス4ポイントと減少しています。中学生は72.6パーセント、対前年比4.6ポイント増、高校生98.8パーセント、対前年比1ポイント増となりました。

また、スマートフォンの所有率は、小学生18.1パーセント、対前年比マイナス1.2ポイントと減少、中学生は64.1パーセント、対前年比プラス11.8ポイントと激増しています。高校生は95.6パーセント、対前年比プラス2.8ポイントとなりました。特に中学生のスマートフォン所有率が大幅に増加する傾向にあります。

次に6ページから8ページ、「3 携帯電話を使い始めた時期」について説明いたします。小学生調査では、小学5年生から持ち始めたのが最も多く、中学生調査では、中学1年生からが45.2パーセントと最も多く、高校生調査では、高校1年生からが27.9パーセントと最も多くなっています。

次にフィルタリング利用率についてですが、11ページから13ページに記載しておりますが、従来型携帯電話とスマートフォンをあわせたフィルタリング利用率は、小学生は対前年比0.9ポイント増加して、69.2パーセント、中学生は対前年比マイナス1.6ポイントで、57.8パーセント、高校生は対前年比プラス0.2ポイントで、45.6パーセントとなりました。

続いてフィルタリングを利用しない理由を説明いたします。15ページから17ページに記載しておりますが、小学生の保護者がフィルタリングを利用しない理由として一番多いのは、「保護者が子どもの携帯電話の使用を適切に管理している」、54.2

パーセント、続いての理由が「特に必要と感じないから」、20.8パーセントでした。中学生では、「子どもを信用している」が37.0パーセントと最も多く、次に「保護者が適切に管理している」が21.7パーセントでした。高校生では、「子どもを信用している」、50.6パーセントと最も多く、次に「特に必要と感じない」が18.4パーセントとなりました。

これが、平成28年度の調査結果となります。本年度も同様の調査をすべく、現在、まさに準備を進めている最中です。以上で説明を終わります。

中村委員

家庭の中で小学生や中学生、高校生は1日のうち親子でどれくらい会話しているのかという実態があるわけです。今のアンケート調査の結果ですが、携帯電話を親が管理していると言いますが、実際問題、実態はいかがなものかと思います。親子の会話がないから、子どもはインターネットに夢中になるんですよ。親子の会話が毎日あって、幸せな家庭で過ごしていれば、携帯電話を見る時間は少なくなります。これが実態です。どんな調査方法になっているのかということはありませんが、意見は以上です。

甲村青少年・社会活動推進課課長補佐

この調査の結果というのは、あくまでもアンケートの結果でありまして、これを参考にその対策を重点的に行っております。やはり今あったように、「子どもを信用しているから」というのは保護者の理由でありまして、子どもは使いづらからフィルタリングはイヤだと言って、親が子どもの言いなりになっているという現状がありますので、そうならないために携帯電話事業者が契約の際にフィルタリングをかけなくてはならないと言っております。当県では有害環境から青少年を守る奈良コンソーシアムを組織し、携帯電話事業者、PTA関係者、青少年団体、県、県警、県教委で連携して取組を行っており、携帯電話事業者も法律、条例より一歩進んで、保護者への説明を行い、言い逃れでフィルタリングをかけないというケースを1件でも減るように全力で取り組んでいただいております。

吉田委員

施行した場合に遡及はしないのですか。すなわち今持っている携帯電話に対して、条例が決まったのでフィルタリングを奨励し、必要な措置をとってくださいということはないのですか。

梶田くらし創造部長

条例上はないと思います。申し上げたとおりコンソーシアムをつくって、ここでの普及活動、あるいは県、市町村、団体単体での普及活動を行って、フィルタリングをするよう訴え続けていますので、繰り返しになりますけれども、施策事業の展開として粘り強くやっていくということになると思います。先ほどのアンケート結果が一つの指標ですから、どんどん変わっていくように結果を見ていくしかないだろうと思います。

吉田委員

今、iPhone Xを買ったら、当分はフィルタリングなしの状態が続いてしまうかもしれない。

梶田くらし創造部長

そこは事業者から離れていますから、保護者に対して我々行政サイド、関係サイドからアプローチしていくということしか道はないだろうと思います。

村井副会長

ほかに意見はございませんか。事務局からはございませんか。特にないようでしたら本日の議事はこれで終わらせていただきます。委員の皆さま、長時間ありがとうございました。